

1 計画の策定に当たって【本編p1～6】

目的

令和5年7月に策定した府中市地域公共交通計画に基づき、**バス路線の効率化と基幹交通軸の維持などを目指して、地域公共交通ネットワーク再編計画を定める**ものです。

意義

- 公共交通の役割分担による持続可能性の向上
- 維持困難な路線バスへの計画的な対応
- ちゅうバスの財政負担の適正化

期間

令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。
再編後バス路線の運行は、令和8年度からの実施を目指します。

2 地域公共交通計画の概要【本編p7～12】

府中市地域公共交通計画では、「誰もが自由に移動ができる まちづくりと連携した持続可能な地域公共交通」の実現を目指しています。

3 再編方針とコミュニティバスの運行目的【本編p13～16】

地域公共交通計画の考え方を基に、再編を検討するための方針及び再編後のコミュニティバスの運行目的を定めました。

再編方針		
方針1	基幹交通軸の維持	鉄道及び1日片道30本以上の路線バスは、既存路線の機能・サービス水準の維持を目指す。
方針2	重複区間の解消	起終点、停留所、時間帯等が重複しているバス路線は、再編対象とする。
方針3	ニーズに合わせた再編	安全性、採算性及び移動実態を踏まえて課題があるバス路線は、その優先度に応じて再編対象とする。
方針4	階層による役割分担	市内の主要拠点や隣接市の鉄道駅等への公共交通の接続を検討する。
方針5	長大な路線の見直し	運行距離が長大なコミュニティバスの路線は、市内の最寄り駅まで接続するよう再編を行う。
方針6	コミュニティバス路線の見直し	コミュニティバスの路線は、各路線が収支率60%以上を確保できるよう再編を行うとともに、収支率が向上する範囲で、路線毎に利便性の向上を検討する。
方針7	コミュニティバス運賃の見直し	コミュニティバスの運賃は、利用者数の目標値及び一般路線バスの運賃水準を考慮し、市の補助金額の適正化に資する運賃設定を検討する。
方針8	コミュニティバスの一般路線化	路線バスとして運行が可能なコミュニティバスの路線は、一般路線化を検討する。
方針9	新たな移動手段の検討	新たな移動手段は、既存の公共交通だけでは課題を解決できない場合に限り、補完的な手段として導入を検討する。
方針10	基本的な方針の実現に向けた見直し	ネットワーク再編の内容は、再編後の状況と基本的な方針の実現状況に応じて、適宜見直しを行う。

4 再編対象の検討【本編p17～36】

再編方針に基づき、本市の基幹交通軸、課題を整理しました。

基幹交通軸

市内外の交通結節点を高頻度でつなぎ、**まちづくりの根幹となる交通軸(鉄道・運行本数の多い路線バス)を維持**する。

重複課題

限られた輸送力を効率的に配分するため、**鉄道、路線バス、ちゅうバスが重複して運行している区間**は解消を目指す。

長大課題

利便性の向上や運行経費の縮小のため、**ちゅうバスの路線延長が10km以上**の場合は、路線の短絡化を目指す。

収支課題

持続可能な財政負担とするため、**ちゅうバスの収支率(運行経費に対する運賃収入の割合)は60%以上**を目指す。

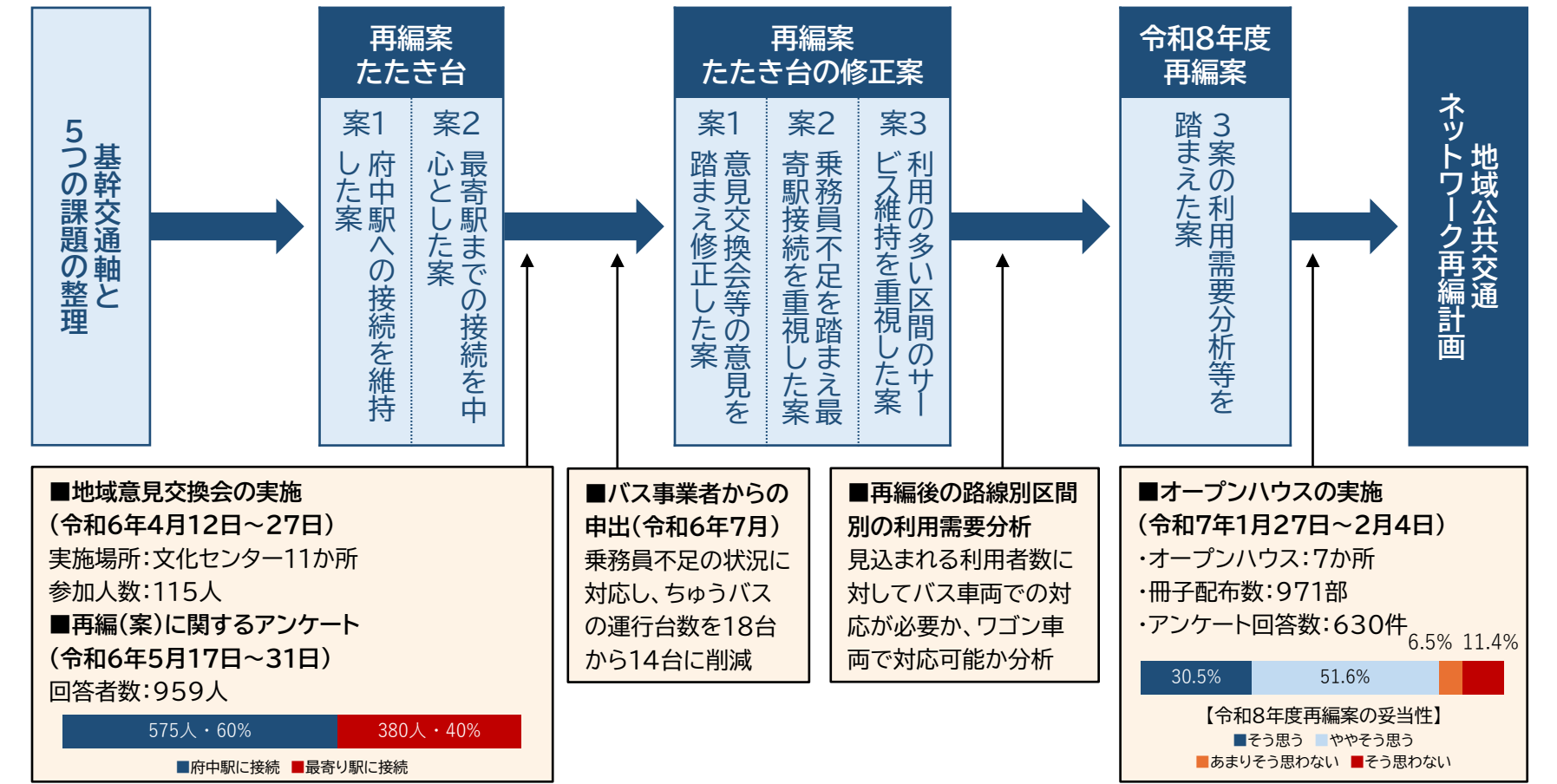
移動ニーズ課題

市民の移動実態(日用品の買物、通院等)に対して、**公共交通を利用しにくい状況**がある場合は、対応する移動手段を検討する。

需給課題

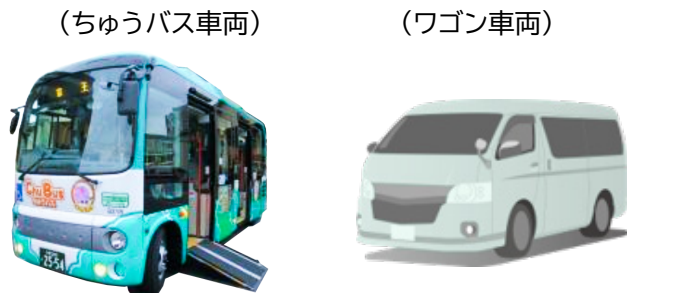
令和11年時点で**バス乗務員が約30%不足する見込み**であることや、一部路線バスが維持できない状況に対応した運行台数を検討する。

5 バス路線再編案の検討【本編p37～62】



6 新たな移動手段の検討【本編p63～70】

乗客数の少ない路線については、バス交通の代替として、予約して乗車するデマンド交通(ワゴン車両)の導入を検討しましたが、年間の利用者数が大きく減少することがわかりました。このため、再編後のバス車両の代替手段は、デマンド型ではなく定時定路線型のワゴン車両による運行としました。



7 地域公共交通ネットワーク再編案【本編p71～82】

基幹交通軸の維持、各種課題への対応、利用状況に応じて一部路線をバス車両からワゴン車両に転換すること、現行のちゅうバスと同等程度の運行本数を確保することを踏まえ、令和8年度からの実施を目指す地域公共交通ネットワーク再編案を作成しました。

車両数バス16台・ワゴン3台

※バス事業者からの申出により、現状のバス18台から14台までの削減が必要など、維持困難な路線バスの統合などネットワーク全体の効率化によりバス16台を確保し、バス事業者以外でも運行可能なワゴン3台を新たに導入

※色付き線はコミュニティバス又はワゴン、黒線は基幹交通軸(1日片道30本以上)の路線バス、灰色線はその他の路線バスを示します。

※運行経路、運行間隔、停留所等は、運行事業者、交通管理者等との協議の上、道路運送法に基づく各種手続等により決定するため、右の運行内容から変更が生じる場合があります。

※各路線の運行時間は、現状のちゅうバスと同様のおおむね8時から20時までです。路線バスを代替する路線は一部時間帯のみ路線バスを継続するなどの対応を協議します。

※現状のコミュニティバス路線図は本編p2に掲載しています。

運賃

ちゅうバスの運賃は、運行経費の増大や一般路線バスの運賃の状況などを踏まえ、引き続き検討します。

8 推進体制・評価方法【本編p83～86】

本計画に基づく令和8年度時点の再編案が、各種課題の解消などに繋がり、持続可能な地域公共交通ネットワークとして機能しているかについては、目標値の達成状況により評価します。また、収支率や輸送密度などの指標により再編後の地域公共交通ネットワークを評価・検証し、本市の地域公共交通を維持していきます。

発行日:令和7年7月
発行:府中市都市整備部計画課
〒183-0056 東京都府中市寿町1丁目5番地
電話番号 042-335-4325(直通)

